

平成24年度

# 宮崎県における中小企業の労働事情

－中小企業労働事情実態調査報告書－

宮崎県中小企業団体中央会

# はじめに

我が国経済は、東日本大震災の復興需要による下支えはあるものの、欧州や中国など世界経済の低迷を背景に、依然として先行き不透明な状況が続いております。

また、本県におきましては、口蹄疫の終息以降、新燃岳噴火、鳥インフルエンザの発生となかなか景気回復が見えない中で、公共事業の縮小や原材料価格の高騰、電力料金の値上げなどにより、県内の中小企業においては、今後も一層厳しい状況が続くことが予想されます。

一方、中小企業を取り巻く労働環境は、雇用情勢が緩やかに改善傾向を見せているものの、最低賃金の上昇や労働関係法令の目まぐるしい変化など、タイムリーな対応が求められております。

そのような中で、本会では、毎年県内中小企業における労働事情を的確に把握するため、関係組合及び調査対象事業所の皆様の御協力の下で「中小企業労働事情実態調査」を実施しており、本年度も報告書を取りまとめました。

特に今年度は、育児・介護休業法や高年齢者雇用安定法など、労働関連法令の見直しが進む中で、育児休業、介護休業、高年齢者の雇用、障がい者の雇用等についても、新たに項目を追加し調査を行っております。

本報告書が、県内中小企業の労働事情の現状把握と労働環境の改善にお役立ただければ幸いです。

最後に、本調査の実施に御協力いただきました関係組合並びに調査対象事業所の皆様方に対しまして厚くお礼申し上げますとともに、今後とも一層の御協力を賜りますようお願いいたします。

平成25年1月

宮崎県中小企業団体中央会

# 目 次

I	調査の概要	
1	調査の目的	1
2	調査機関	1
3	調査実施方法	1
(1)	調査方法	1
(2)	調査対象の選定	1
(3)	調査対象事業所数	1
(4)	調査内容	1
(5)	調査時点	1
II	回答事業所の概要	
1	調査票の回収状況	2
2	回答事業所の内訳	2
III	調査結果の概要	
1	従業員の構成	3
2	労働組合の有無	4
3	経営に関する事項	
(1)	経営状況（景況判断）	4
(2)	主要事業の今後の方針	6
(3)	経営上の障害	8
(4)	経営上の強み	9
4	従業員の労働時間に関する事項	
(1)	週所定労働時間	10
(2)	月平均残業時間	11

5	従業員の有給休暇に関する事項	
(1)	年次有給休暇の平均付与日数・取得日数	12
6	育児休業に関する事項 (※)	
(1)	育児休業制度の規定の整備の有無	14
(2)	育児休業の取得状況の有無	14
(3)	育児をする従業員に対する支援	15
7	介護休業に関する事項 (※)	
(1)	介護休業制度規定の整備の有無	17
(2)	介護休業の取得状況の有無	18
(3)	介護をする従業員に対する支援	19
8	新規学卒者の採用に関する事項	
(1)	平成24年3月の新規学卒者の採用人数及び初任給	20
(2)	平成25年3月の新規学卒者の採用計画	21
9	高年齢者の雇用に関する事項 (※)	
(1)	高年齢者雇用の有無	22
(2)	高年齢者の雇用形態	22
10	障がい者雇用に関する事項 (※)	
(1)	障がい者雇用の有無	24
(2)	障がい者に対する雇用管理上の配慮	25
11	賃金改定に関する事項	
(1)	賃金改定の実施状況	26
(2)	平均昇給額・昇給率	26

(※) は、今年度新設した事項

《参考》平成24年度中小企業労働事情実態調査票

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

この調査は、宮崎県内の中小企業における労働事情を的確に把握し、適正な中小企業労働対策の樹立並びに時宜を得た宮崎県中小企業団体中央会の労働支援方針の策定に資することを目的とする。

## 2 調査機関

宮崎県中小企業団体中央会

## 3 調査実施方法

### (1) 調査方法

郵便調査（各都道府県中央会による全国一斉調査）

### (2) 調査対象の選定

対象業種は、製造業は9業種（食料品、繊維工業、木材・木製品、印刷・同関連業、窯業・土石製品、化学工業、金属・同製品、機械器具、その他）、非製造業は6業種（情報通信業、運輸業、建設業、卸売業、小売業、サービス業）の15業種とし、規模別には、それぞれ従業員数に応じ1～9人、10～29人、30～99人、100～300人の4段階に分類して、調査対象とした。

### (3) 調査対象事業所数

800事業所（製造業300事業所、非製造業500事業所）

### (4) 調査内容

- ① 経営に関する事項
- ② 労働時間に関する事項
- ③ 有給休暇に関する事項
- ④ 育児休業に関する事項（※）
- ⑤ 介護休業に関する事項（※）
- ⑥ 新規学卒者の採用に関する事項
- ⑦ 高年齢者の雇用に関する事項（※）
- ⑧ 障がい者雇用に関する事項（※）
- ⑨ 賃金改定に関する事項

（※）は、今年度新設した事項

### (5) 調査時点

平成24年7月1日現在

## II 回答事業所の概要

### 1 調査票の回収状況

調査対象800事業所のうち、有効回答数は、製造業と非製造業を合わせて518事業所で、回収率は、64.8%であった。

図表1 <実態調査回収率>

	製造業	非製造業	計
配布数	300	500	800
回答数	143	375	518
回収率	47.7%	75.0%	64.8%

### 2 回答事業所の内訳

規模別にみると、従業員「1～9人」は249事業所、「10～29人」は178事業所、「30～99人」は74事業所、「100～300人」は17事業所となっている。

図表2 <回答事業所数の内訳>

(単位：事業所)

		1～9人	10～29人	30～99人	100～300人	計	構成比率
製造業	食料品	6	4	3	-	13	2.5%
	繊維工業	-	-	-	-	-	-
	木材・木製品	18	15	8	3	44	8.5%
	印刷・同関連	1	2	1	-	4	0.8%
	窯業・土石製	10	36	3	-	49	9.5%
	化学工業	1	-	-	-	1	0.2%
	金属・同製品	9	12	3	-	24	4.6%
	機械器具	-	1	1	-	2	0.4%
	その他	1	4	1	-	6	1.2%
	小計	46	74	20	3	143	27.6%
非製造業	情報通信業	-	1	-	-	1	0.2%
	運輸業	2	8	13	4	27	5.2%
	建設業	114	55	16	5	190	36.7%
	卸売業	1	13	11	-	25	4.8%
	小売業	38	5	3	-	46	8.9%
	サービス業	48	22	11	5	86	16.6%
	小計	203	104	54	14	375	72.4%
合計	249	178	74	17	518	100.0%	
構成比率	48.1%	34.4%	14.3%	3.3%	100.0%		

### Ⅲ 調査結果の概要

#### 1 従業員の構成

従業員数は、11,130人（1事業所当たり平均労働者数21.5人）で、男女別にみると、男性は77.8%、女性は22.2%となっている。

図表3 <従業員数（男女別）>

	正社員		パートタイム労働者		派遣		アルバイト・その他		実数合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
宮崎県計	8,877	79.8%	1,356	12.2%	38	0.3%	859	7.7%	11,130	100.0%
男性	7,477	86.4%	462	5.3%	29	0.3%	688	8.0%	8,656	100.0%
女性	1,400	56.6%	894	36.1%	9	0.4%	171	6.9%	2,474	100.0%

常用労働者数は、10,739人（1事業所当たり平均常用労働者数20.7人）で、男女別にみると、男性は78.2%、女性は21.8%となっている。

図表4 <常用労働者数（業種別）>

	男性		女性		実数合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
宮崎県計	8,402	78.2%	2,337	21.8%	10,739	100.0%
製造業	2,369	82.7%	494	17.3%	2,863	100.0%
非製造業	6,033	76.6%	1,843	23.4%	7,876	100.0%

全労働者に占めるパートタイム労働者数は1,356人で、全従業員数は11,130人であるので、構成比率は12.2%となっている。男女比率は、男性34.1%、女性65.9%で圧倒的に女性比率が高い。

図表5 <パートタイム労働者の構成比（業種別）>

	男性		女性		実数合計	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
宮崎県計	462	34.1%	894	65.9%	1,356	100.0%
製造業	95	51.9%	88	48.1%	183	100.0%
非製造業	367	31.3%	806	68.7%	1,173	100.0%

## 2 労働組合の有無

労働組合が「ある」事業所は6.0%となっている。業種別にみると、製造業では7.0%、非製造業では5.6%となっており、製造業の組織率の方が高い。

図表6 <労働組合の有無（業種別）>

	ある	ない
宮 崎 県 計	6.0%	94.0%
製 造 業	7.0%	93.0%
非 製 造 業	5.6%	94.4%

また、規模別にみると、労働組合がある事業所は、「100～300人」は29.4%、「30～99人」は13.5%、「10～29人」は3.9%で、従業員規模の大きさに比例して組織率が高くなっている。

図表7 <労働組合の有無（規模別）>

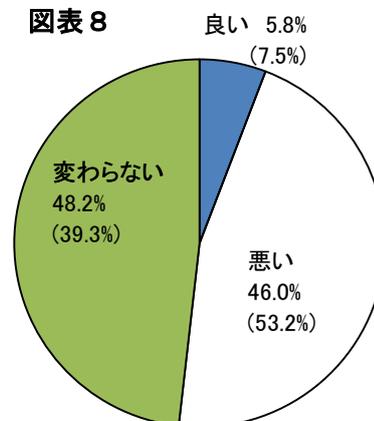
	ある	ない
宮 崎 県 計	6.0%	94.0%
1 ～ 9 人	3.6%	96.4%
1 0 ～ 2 9 人	3.9%	96.1%
3 0 ～ 9 9 人	13.5%	86.5%
1 0 0 ～ 3 0 0 人	29.4%	70.6%

## 3 経営に関する事項

### (1) 経営状況（景況判断）

現在の景況判断は、「良い」とする事業所は5.8%で、前年度の7.5%と比較すると、1.7ポイント減少し、「悪い」とする事業所は46.0%で、前年度53.2%と比べ、7.2ポイント減少している。東日本大震災の影響を受けた昨年からは改善に向かっていることが窺える。しかし、未だ過半数近い企業が経営状況が悪いと回答しており、安堵できない状況が続いている。

図表8



( ) 内は前年度

規模別にみると、全体として「良い」が5.8%、「変わらない」が48.2%、「悪い」が46.0%となっており、どの規模もほぼ同じ傾向となっている。

業種別にみると、製造業では、「良い」割合が高い業種は機械器具50.0%、その他製造業16.7%、金属・同製品12.5%の順、「悪い」割合が高いのは、化学工業100%、金属・同製品62.5%、機械器具50.0%、その他50.0%の順となっている。非製造業では、「良い」割合が高いのは卸売業16.0%、サービス業9.3%、運輸業7.4%の順、「悪い」割合が高いのは、情報通信業100.0%、小売業54.3%、運輸業48.1%の順となっている。

図表9 <経営状況・景況判断（規模別・業種別）>

（上段：事業所数、下段：%）

		事業所数	良い	変わらない	悪い
全 国		19,056 100.0	2,371 12.4	8,789 46.1	7,896 41.4
宮 崎 県 計		515 100.0	30 5.8	248 48.2	237 46.0
	1 ～ 9人	248 100.0	14 5.6	108 43.5	126 50.8
	10 ～ 29人	176 100.0	9 5.1	84 47.7	83 47.2
	30 ～ 99人	74 100.0	7 9.5	45 60.8	22 29.7
	100～300人	17 100.0	- -	11 64.7	6 35.3
製 造 業	食 料 品	12 100.0	1 8.3	8 66.7	3 25.0
	織 維 工 業	- -	- -	- -	- -
	木 材 ・ 木 製 品	43 100.0	1 2.3	23 53.5	19 44.2
	印 刷 ・ 同 関 連	4 100.0	- -	3 75.0	1 25.0
	窯 業 ・ 土 石 製 品	49 100.0	1 2.0	24 49.0	24 49.0
	化 学 工 業	1 100.0	- -	- -	1 100.0
	金 属 ・ 同 製 品	24 100.0	3 12.5	6 25.0	15 62.5
	機 械 器 具	2 100.0	1 50.0	- -	1 50.0
	そ の 他	6 100.0	1 16.7	2 33.3	3 50.0
	小 計	141 100.0	8 5.7	66 46.8	67 47.5

		事業所数	良い	変わらない	悪い
非 製 造 業	情報通信業	1 100.0	- -	- -	1 100.0
	運輸業	27 100.0	2 7.4	12 44.4	13 48.1
	建設業	189 100.0	6 3.2	97 51.3	86 45.5
	卸売業	25 100.0	4 16.0	17 68.0	4 16.0
	小売業	46 100.0	2 4.3	19 41.3	25 54.3
	サービス業	86 100.0	8 9.3	37 43.0	41 47.7
	小計	374 100.0	22 5.9	182 48.7	170 45.5

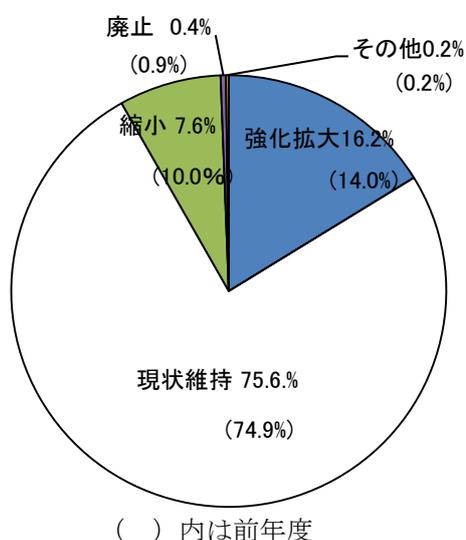
## (2) 主要事業の今後の方針

現在行っている主要事業の今後の方針については、「現状維持」が75.6%と最も多く、昨年(74.9%)より0.7ポイント増加している。次いで「強化拡大」が16.2%で昨年(14.0%)より2.2ポイント増加となっている。また、「縮小」は7.6%で昨年(10.0%)より2.4ポイント減少している。今後の動向も「現状維持」で見守る意識が強くなっていることが窺える。

規模別にみると、「現状維持」と回答したのは、「1～9人」では80.3%、「10～29人」では76.4%、「30～99人」では61.6%、「100～300人」では56.3%の順で、企業規模が小さいほどその意識が高いことが窺える。

業種別にみると、「現状維持」と回答した事業所は、製造業では69.9%、非製造業では77.8%と、非製造業が高くなっている。

図表10



図表 1 1

＜主要事業の今後の方針（規模別・業種別）＞

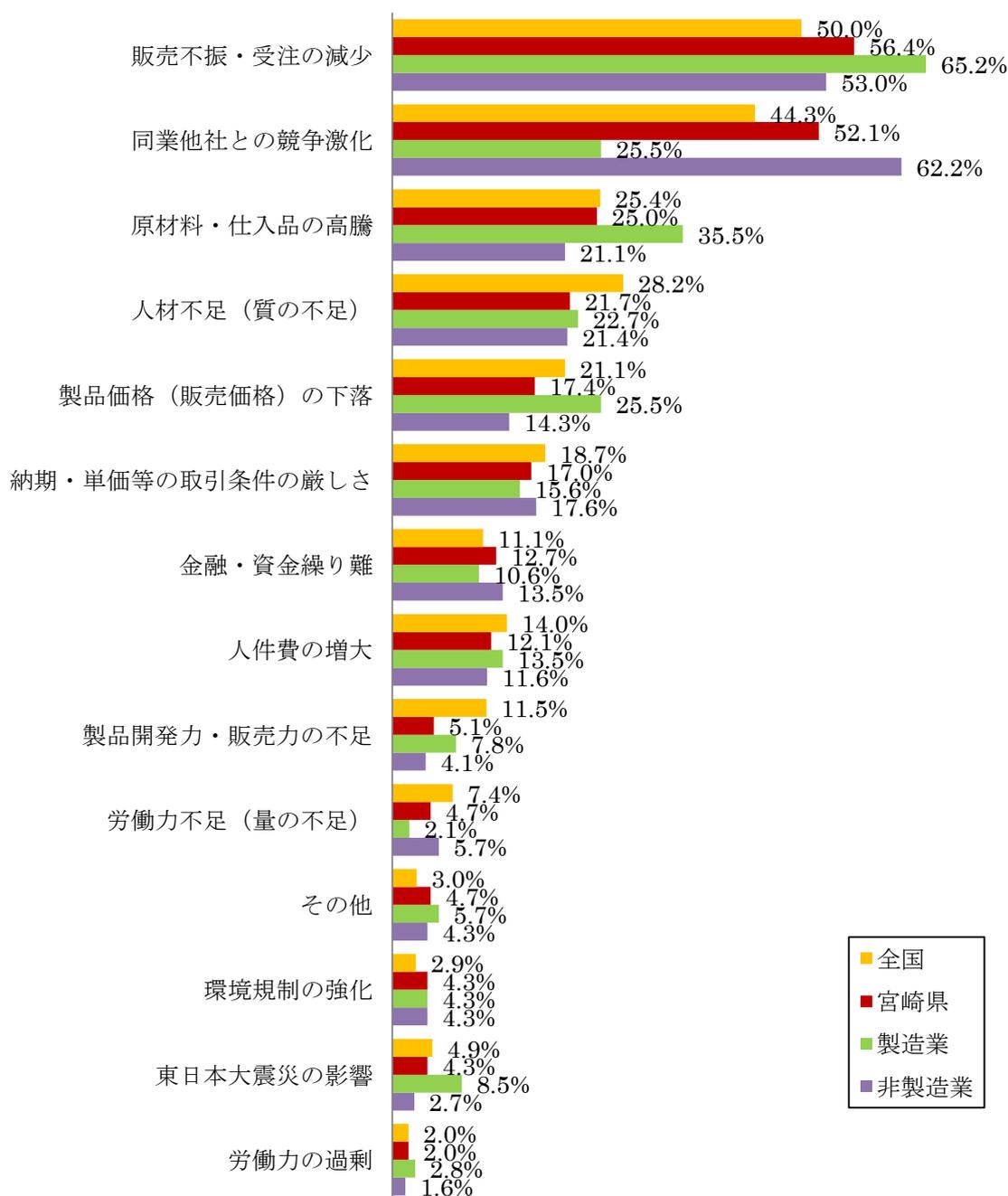
（上段：事業所数、下段：％）

		事業所数	強化拡大	現状維持	縮小	廃止	その他
全 国		18,893 100.0	4,606 24.4	12,827 67.9	1,218 6.4	128 0.7	114 0.6
宮 崎 県 計		512 100.0	83 16.2	387 75.6	39 7.6	2 0.4	1 0.2
	1 ～ 9人	249 100.0	31 12.4	200 80.3	15 6.0	2 0.8	1 0.4
	10 ～ 29人	174 100.0	24 13.8	133 76.4	17 9.8	-	-
	30 ～ 99人	73 100.0	21 28.8	45 61.6	7 9.6	-	-
	100～300人	16 100.0	7 43.8	9 56.3	-	-	-
製 造 業	食 料 品	13 100.0	7 53.8	6 46.2	-	-	-
	織 維 工 業	-	-	-	-	-	-
	木 材 ・ 木 製 品	44 100.0	8 18.2	33 75.0	3 6.8	-	-
	印 刷 ・ 同 関 連	4 100.0	-	4 100.0	-	-	-
	窯 業 ・ 土 石 製 品	49 100.0	1 2.0	37 75.5	11 22.4	-	-
	化 学 工 業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-
	金 属 ・ 同 製 品	24 100.0	6 25.0	14 58.3	4 16.7	-	-
	機 械 器 具	2 100.0	1 50.0	1 50.0	-	-	-
	そ の 他	6 100.0	1 16.7	5 83.3	-	-	-
	小 計	143 100.0	25 17.5	100 69.9	18 12.6	-	-
非 製 造 業	情 報 通 信 業	1 100.0	-	1 100.0	-	-	-
	運 輸 業	27 100.0	6 22.2	20 74.1	1 3.7	-	-
	建 設 業	187 100.0	20 10.7	149 79.7	15 8.0	2 1.1	1 0.5
	卸 売 業	24 100.0	7 29.2	15 62.5	2 8.3	-	-
	小 売 業	46 100.0	6 13.0	39 84.8	1 2.2	-	-
	サ ー ビ ス 業	84 100.0	19 22.6	63 75.0	2 2.4	-	-
	小 計	369 100.0	58 15.7	287 77.8	21 5.7	2 0.5	1 0.3

### (3) 経営上の障害（3項目以内複数回答）

県全体では、全国とほぼ同様の傾向を示し「販売不振・受注の減少」が56.4%、次いで「同業他社との競争激化」52.1%、「原材料・仕入品の高騰」25.0%、「人材不足（質の不足）」21.7%となっている。特に「販売不振・受注の減少」と「同業他社との競争激化」は経営上の障害になっており、減収減益の傾向にあることが窺える。業種別にみると、製造業は、「販売不振・受注の減少」が65.2%と最も多く、非製造業は、「同業他社との競争激化」が最も多い。

図表 1 2 <経営上の障害（業種別）>



#### (4) 経営上の強み（3項目以内複数回答）

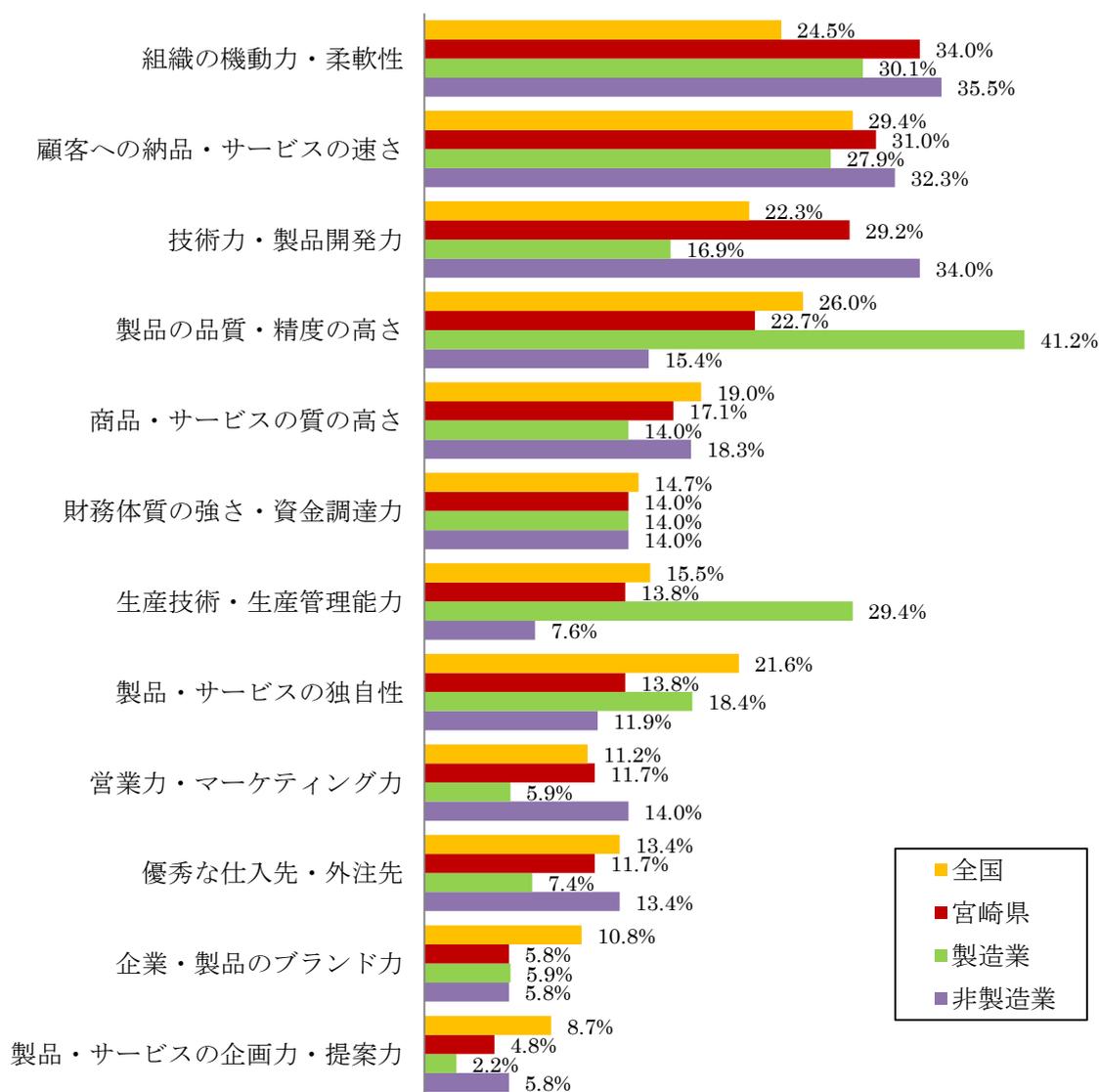
県全体では、「組織の機動力・柔軟性」が34.0%と最も多く、次いで「顧客への納品・サービスの速さ」が31.0%、「技術力・製品開発力」29.2%の順となっている。

業種別にみると、製造業では「製品の品質・精度の高さ」が41.2%と最も多く、一番の強みとなっている。次いで「組織の機動力・柔軟性」30.1%、「生産技術・生産管理能力」29.4%、「顧客への納品・サービスの速さ」27.9%、「製品・サービスの独自性」18.4%と続いている。

非製造業では、「組織の機動力・柔軟性」が35.5%と最も多く、次いで「技術力・製品開発力」34.0%、「顧客への納品・サービスの速さ」32.3%、「商品・サービスの質の高さ」18.3%の順となっている。

図表 1 3

<経営上の強み（業種別）>



#### 4 従業員の労働時間に関する事項

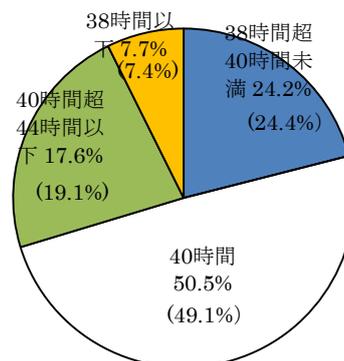
##### (1) 週所定労働時間

週所定労働時間は、「38時間以下」が7.7%、「38時間超40時間未満」が24.2%、「40時間」が50.5%で、労働基準法で規定される「週40時間以下」の事業所は82.4%（前年度80.9%）と1.5ポイント増加している。

規模別では、「40時間超44時間以下」と回答したのは、規模が小さい事業所ほど割合が高く、「1～9人」が23.6%、「10～29人」が15.3%、「30～99人」が8.1%となっている。

業種別では、製造業、非製造業とも「40時間」と回答した事業所が多かった。「40時間超44時間以下」と回答したのは、製造業は12.7%、非製造業は19.6%と、非製造業の方が未達成の割合が高かった。

図表14



( ) 内は前年度

図表15 <従業員の週所定労働時間（規模別・業種別）>

（上段：事業所数、下段：％）

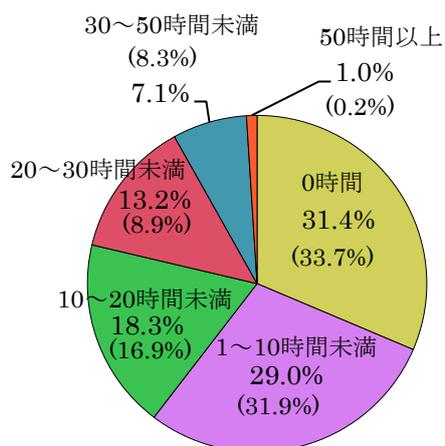
	事業所数	38時間以下	38時間超 40時間未満	40時間	40時間超 44時間以下
全 国	18,693	2,277	5,102	8,933	2,381
	100.0	12.2	27.3	47.8	12.7
宮 崎 県 計	505	39	122	255	89
	100.0	7.7	24.2	50.5	17.6
1～9人	237	25	56	100	56
	100.0	10.5	23.6	42.2	23.6
10～29人	177	8	40	102	27
	100.0	4.5	22.6	57.6	15.3
30～99人	74	5	18	45	6
	100.0	6.8	24.3	60.8	8.1
100～300人	17	1	8	8	-
	100.0	5.9	47.1	47.1	-
製 造 業 計	142	9	41	74	18
	100.0	6.3	28.9	52.1	12.7
非 製 造 業 計	363	30	81	181	71
	100.0	8.3	22.3	49.9	19.6

## (2) 月平均残業時間

従業員1人当たりの月平均残業時間は、「0時間」の事業所が31.4%で最も多く、「1～10時間未満」の事業所が29.0%、続いて「10～20時間未満」の事業所が18.3%となっている。

業種別で見ると、製造業の「1～10時間未満」が36.0%、非製造業の「0時間」の34.2%が最も多くなっている。

図表16



( ) 内は前年度

図表 17 <月平均残業時間（従業員 1 人当たり）（業種別）>

（上段：事業所数、下段：％）

		事業所数	0時間	1～10時間 未満	10～20時間 未満	20～30時間 未満	30～50時間 未満	50時間 以上
全 国		18,474 100.0	5,536 30.0	4,956 26.8	3,611 19.5	2,338 12.7	1,638 8.9	395 2.1
宮 崎 県 計		493 100.0	155 31.4	143 29.0	90 18.3	65 13.2	35 7.1	5 1.0
製 造 業	食 料 品	12 100.0	3 25.0	5 41.7	1 8.3	3 25.0	-	-
	織 維 工 業	-	-	-	-	-	-	-
	木 材 ・ 木 製 品	43 100.0	19 44.2	11 25.6	8 18.6	2 4.7	3 7.0	-
	印 刷 ・ 同 関 連	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0	-	-	-
	窯 業 ・ 土 石 製 品	45 100.0	5 11.1	25 55.6	12 26.7	3 6.7	-	-
	化 学 工 業	1 100.0	-	-	1 100.0	-	-	-
	金 属 ・ 同 製 品	23 100.0	5 21.7	4 17.4	10 43.5	3 13.0	1 4.3	-
	機 械 器 具	2 100.0	-	1 50.0	-	-	1 50.0	-
	そ の 他	6 100.0	-	2 33.3	2 33.3	1 16.7	1 16.7	-
	小 計	136 100.0	33 24.3	49 36.0	36 26.5	12 8.8	6 4.4	-
非 製 造 業	情 報 通 信 業	1 100.0	1 100.0	-	-	-	-	-
	運 輸 業	26 100.0	2 7.7	4 15.4	-	9 34.6	9 34.6	2 7.7
	建 設 業	185 100.0	57 30.8	56 30.3	36 19.5	26 14.1	9 4.9	1 0.5
	卸 売 業	24 100.0	5 20.8	10 41.7	2 8.3	5 20.8	1 4.2	1 4.2
	小 売 業	40 100.0	27 67.5	5 12.5	2 5.0	2 5.0	3 7.5	1 2.5
	サ ー ビ ス 業	81 100.0	30 37.0	19 23.5	14 17.3	11 13.6	7 8.6	-
	小 計	357 100.0	122 34.2	94 26.3	54 15.1	53 14.8	29 8.1	5 1.4

## 5 従業員の有給休暇に関する事項

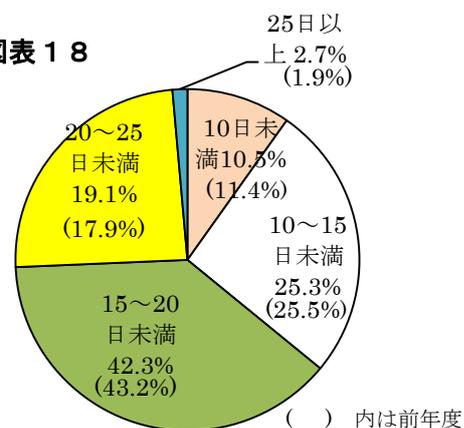
### (1) 年次有給休暇の平均付与日数・取得日数

従業員 1 人当たりの年次有給休暇の平均付与日数は、「15～20日未満」の事業所が 42.3%と最も多く、次いで「10～15日未満」が 25.3%、「20～25日未満」19.1%の順となっている。

また、有給休暇の付与日数が 10 日以上事業所は、全体の約 90%に及んでいる。

規模別にみても上位は同じようになっている。

図表 18



図表 19 <年次有給休暇の平均付与日数（従業員 1 人当たり）（規模別）>

（上段：事業所数、下段：％）

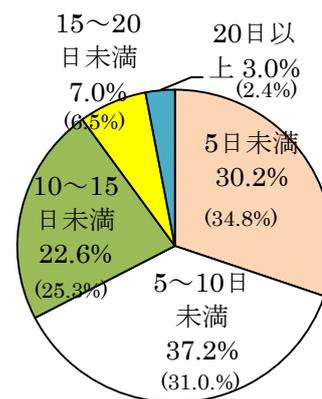
	事業所数	10日未満	10～15日 未満	15～20日 未満	20～25日 未満	25日以上
全 国	15,176 100.0	1,349 8.9	3,355 22.1	7,119 46.9	3,044 20.1	309 2.0
宮 崎 県 計	371 100.0	39 10.5	94 25.3	157 42.3	71 19.1	10 2.7
1～ 9人	145 100.0	23 15.9	49 33.8	36 24.8	32 22.1	5 3.4
10～ 29人	144 100.0	15 10.4	32 22.2	63 43.8	31 21.5	3 2.1
30～ 99人	65 100.0	1 1.5	8 12.3	48 73.8	6 9.2	2 3.1
100～300人	17 100.0	- -	5 29.4	10 58.8	2 11.8	- -

年次有給休暇の平均取得日数は、「5～10日未満」の事業所が37.2％と最も多く、次いで「5日未満」の事業所が30.2％、「10～15日未満」が22.6％の順となっている。

有給休暇の取得日数が10日未満の事業所は、全体の67.4％と非常に高い割合を占めている。

なお、年次有給休暇の平均取得率（有給付与日数の内、有給休暇を取得した割合）は、「70～100％」の事業所が28.0％と最も多く、次いで「50～70％未満」が24.0％、「30～50％未満」が18.9％の順となっている。

図表 20



（ ）内は前年度

図表 21 <年次有給休暇の平均取得日数（従業員 1 人当たり）（規模別）>

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	5日未満	5～10日 未満	10～15日 未満	15～20日 未満	20日以上
全 国	15,176 100.0	4,721 31.1	5,807 38.3	3,442 22.7	829 5.5	377 2.5
宮 崎 県 計	371 100.0	112 30.2	138 37.2	84 22.6	26 7.0	11 3.0
1～ 9人	145 100.0	47 32.4	49 33.8	33 22.8	8 5.5	8 5.5
10～ 29人	144 100.0	36 25.0	56 38.9	34 23.6	15 10.4	3 2.1
30～ 99人	65 100.0	24 36.9	25 38.5	13 20.0	3 4.6	- -
100～300人	17 100.0	5 29.4	8 47.1	4 23.5	- -	- -

## 6 育児休業に関する事項（※今年度新設した事項）

### （１）育児休業制度の規定の整備の有無

育児休業制度の規定の整備については、「整備している」が48.2%、「整備していない」が51.8%となっている。

業種別にみると育児休業制度の規定の整備状況については、「整備している」が製造業では、52.5%、非製造業では、46.6%となっており、製造業の整備率が高い。

図表 2 2

### ＜育児休業制度の規定の整備＞

（上段：事業所数、下段：％）

	事業所数	整備している	整備していない
全 国	18,867 100.0	10,203 54.1	8,664 45.9
宮 崎 県 計	514 100.0	248 48.2	266 51.8
1～ 9人	247 100.0	76 30.8	171 69.2
10～ 29人	176 100.0	96 54.5	80 45.5
30～ 99人	74 100.0	59 79.7	15 20.3
100～300人	17 100.0	17 100.0	－ －
製 造 業 計	141 100.0	74 52.5	67 47.5
非 製 造 業 計	373 100.0	174 46.6	199 53.4

### （２）育児休業の取得状況の有無

平成23年7月以降に育児休業を取得した従業員が「いる」事業所は、5.1%で、全国11.2%と比較すると6.1ポイント下回っている。

規模別では、「取得している」と回答したのは、「1～9人」が2.5%、「10～29人」が4.6%、「30～99人」が12.3%、「100～300人」が17.6%と、規模が小さいほど育児休業を取得した人が少ない。

業種別については、製造業は3.6%、非製造業は5.8%となっており、非製造業が2.2ポイント上回った。

図表 2 3 <育児休業を取得した従業員の有無>

(上段：人、下段：%)

	事業所数	取得している	取得していない
全 国	18,625 100.0	2,085 11.2	16,540 88.8
宮 崎 県 計	505 100.0	26 5.1	479 94.9
1～ 9人	240 100.0	6 2.5	234 97.5
10～ 29人	175 100.0	8 4.6	167 95.4
30～ 99人	73 100.0	9 12.3	64 87.7
100～300人	17 100.0	3 17.6	14 82.4
製 造 業 計	140 100.0	5 3.6	135 96.4
非 製 造 業 計	365 100.0	21 5.8	344 94.2

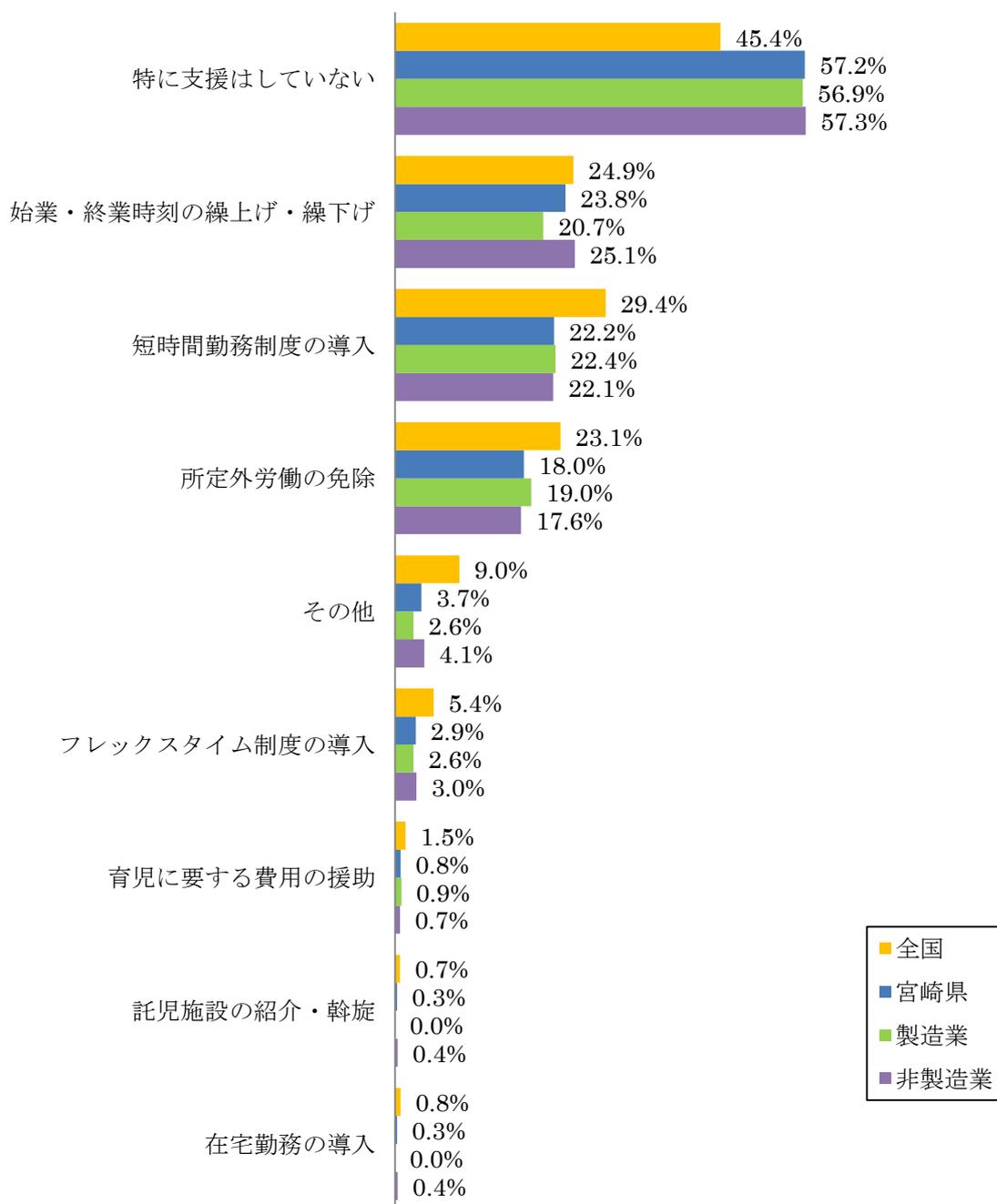
### (3) 育児をする従業員に対する支援

働きながら育児をする従業員への支援については、「特に支援をしていない」が57.2%と最も多く、全国45.4%と比較すると11.8ポイント上回っている。次いで、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が23.8%「短時間勤務制度の導入」が22.2%となっている。

業種別にみても、「特に支援はしていない」が製造業56.9%、非製造業57.3%と最も多くなっている。

規模別では、規模が大きいほど働きながら育児をする従業員への支援の状況が高くなる傾向が見られる。

図表 2 4 <育児をする従業員に対する支援（業種別）>



## 7 介護休業に関する事項（※今年度新設した事項）

### （1）介護休業制度規定の整備の有無

介護休業制度の規定の整備については、「整備していない」が60.7%（全国54.9%）、  
「整備している」が39.1%（全国45.1%）となっている。

業種別にみると育児休業制度の規定の整備状況については、製造業では、45.3%、  
非製造業では、37.0%となっており、製造業の整備率が高い。

規模別では、規模が大きいほど働きながら育児をする従業員への支援の状況が高くなる  
傾向が見られる。

図表 2 5 <介護休業制度の規定の整備>

（上段：事業所、下段：％）

	事業所数	整備している	整備していない
全 国	18,898 100.0	8,525 45.1	10,373 54.9
宮 崎 県 計	509 100.0	200 39.3	309 60.7
1～ 9人	246 100.0	53 21.5	193 78.5
10～ 29人	172 100.0	78 45.3	94 54.7
30～ 99人	74 100.0	52 70.3	22 29.7
100～300人	17 100.0	17 100.0	－ －
製 造 業 計	139 100.0	63 45.3	76 54.7
非 製 造 業 計	370 100.0	137 37.0	233 63.0

## (2) 介護休業の取得状況の有無

平成23年7月以降の介護休業の取得状況の有無については、「いる」が0.8%で、全国1.6%を0.8ポイント下回り、「いない」は99.2%となっている。

業務別をみると、「いる」は製造業が2.1%で、非製造業の0.3%を1.8ポイント上回っている。

規模別でみると、「いる」は「1～9人」0.4%、「10～29人」1.7%、「30～99人」と「100～300人」では、「取得していない」という結果となっている。

図表26 <介護休業を取得した従業員の有無>

(上段：事業所、下段：%)

	事業所数	取得している	取得していない
全 国	18,483 100.0	301 1.6	18,182 98.4
宮 崎 県 計	508 100.0	4 0.8	504 99.2
1～9人	243 100.0	1 0.4	242 99.6
10～29人	175 100.0	3 1.7	172 98.3
30～99人	73 100.0	– –	73 100.0
100～300人	17 100.0	– –	17 100.0
製 造 業 計	140 100.0	3 2.1	137 97.9
非 製 造 業 計	368 100.0	1 0.3	367 99.7

### (3) 介護をする従業員に対する支援

働きながら介護をする従業員への支援については、「特に支援はしていない」が63.0%と過半数を超え、次いで「短時間勤務制度の導入」が18.2%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が15.5%となっている。

業務別も、製造業61.5%、非製造業63.6%と過半数を超えている。

規模別でみると、「1～9人」「10～29人」「30～99人」も「特に支援はしていない」が最も多く、「100～300人」は「短時間勤務制度の導入」が53.8%と多くなっている。

図表 2 7

### <介護をする従業員に対する支援>

(上段：事業所、下段：%)

	事業所数	短時間勤務制度の導入	フレックスタイム制度の導入	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	所定外労働の免除	介護休暇制度の導入	転勤・配置転換に係る配慮	在宅勤務の導入	特に支援はしていない	その他
全 国	15,437 100.0	3,764 24.4	685 4.4	2,967 19.2	2,826 18.3	1,826 11.8	327 2.1	80 0.5	8,208 53.2	1,249 8.1
宮 崎 県 計	362 100.0	66 18.2	8 2.2	56 15.5	54 14.9	32 8.8	6 1.7	- -	228 63.0	13 3.6
1～ 9人	163 100.0	16 9.8	3 1.8	16 9.8	16 9.8	8 4.9	1 0.6	- -	118 72.4	9 5.5
10～ 29人	131 100.0	19 14.5	4 3.1	25 19.1	19 14.5	14 10.7	4 3.1	- -	78 59.5	2 1.5
30～ 99人	55 100.0	24 43.6	1 1.8	11 20.0	13 23.6	7 12.7	1 1.8	- -	26 47.3	2 3.6
100～300人	13 100.0	7 53.8	- -	4 30.8	6 46.2	3 23.1	- -	- -	6 46.2	- -
製 造 業 計	104 100.0	18 17.3	1 1.0	14 13.5	18 17.3	10 9.6	5 4.8	- -	64 61.5	2 1.9
非製造業計	258 100.0	48 18.6	7 2.7	42 16.3	36 14.0	22 8.5	1 0.4	- -	164 63.6	11 4.3

## 8 新規学卒者の採用に関する事項

### (1) 平成24年3月の新規学卒者の採用人数及び初任給

#### ①高校卒

高校卒業者の平均初任給（単純平均）は、技術系147,510円、事務系139,043円で、技術系の方が8,467円高くなっている。前年度より技術系は7,226円、事務系は5,188円引き上げられている。

業種別では、製造業の技術系が高い。

#### ②専門学校卒

専門学校卒業者の平均初任給（単純平均）は、技術系149,167円、事務系156,500円で事務系の方が7,333円高くなっている。前年度より技術系は1,887円引き下げられている。

業種別では、非製造業の事務系が高い。

#### ③短大（含高専）卒

短大（含高専）卒業者の平均初任給（単純平均）は、技術系・事務系とも採用がなく、前年度は、技術系が157,667円だった。

#### ④大学卒

大学卒業者の平均初任給（単純平均）は、技術系184,183円、事務系152,500円で技術系の方が31,683円高くなっている。前年度より技術系は17,183円引き上げられ、事務系は1,500円引き下げられている。

業種別では、非製造業の技術系が高い。

図表28 <平成24年3月新規学卒者の採用人数内訳>

(単位：人)

	高校卒		専門学校卒		短大(含高専)卒		大学卒	
	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系	技術系	事務系
新規学卒者採用予定人数	50	9	6	2	-	-	9	5
新規学卒者採用人数	48	9	6	2	-	-	8	3
1人～ 9人	4	-	3	1	-	-	-	-
10人～ 29人	4	4	1	-	-	-	2	-
30人～ 99人	13	5	1	1	-	-	2	1
100人～300人	27	-	1	-	-	-	4	2
製 造 業	15	3	2	-	-	-	2	-
非 製 造 業	33	6	4	2	-	-	6	3

図表 2 9

<新規学卒者の初任給（単純平均）>

（単位：円）

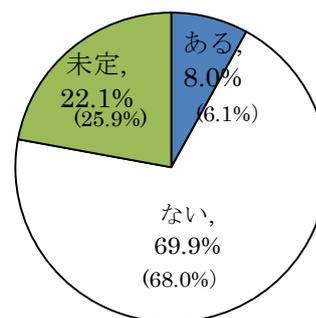
		平成 2 4 年度			平成 2 3 年度		
		単純平均	製造業	非製造業	単純平均	製造業	非製造業
高校卒	技術系	147,510	155,508	142,369	140,284	142,379	138,806
	事務系	139,043	145,253	132,833	133,855	126,742	136,700
専門学校卒	技術系	149,167	152,500	147,500	151,054	145,000	152,155
	事務系	156,500	-	156,500	-	-	-
短大(含高専)卒	技術系	-	-	-	157,667	150,000	161,500
	事務系	-	-	-	-	-	-
大学卒	技術系	184,183	167,500	190,857	167,000	195,000	162,333
	事務系	152,500	-	152,500	154,000	-	154,000

(2) 平成 2 5 年 3 月の新規学卒者の採用計画

平成 2 5 年度に新規学卒者の採用計画が「ある」事業所は全体の 8.0%（昨年 6.1%）で、「ない」事業所は 69.9%（昨年 68.0%）、「未定」の事業所は 22.1%（昨年 25.9%）となっており、採用計画がある事業所は昨年と同程度であるが、依然厳しい状況にあることが窺える。

また、採用計画人数については、回答のあった事業所で合計 81 人（昨年 64 人）となっている。

図表 3 0



（ ） 内は前年度

図表 3 1

<新規学卒者の採用計画（規模別・業種別）>

（単位：人）

	採用計画人数（人）				
	高校卒	専門学校卒	短大(高専)卒	大学卒	
全 国	3,861	1130	490	3,280	
宮 崎 県 計	40	15	1	25	
	1人～ 9人	3	5	1	2
	10人～ 29人	10	7	-	6
	30人～ 99人	15	1	-	10
	100人～300人	12	2	-	7
製 造 業	11	2	-	7	
非製造業	29	13	1	18	

## 9 高年齢者の雇用に関する事項（※今年度新設した事項）

### （1）高年齢者雇用の有無

60歳以上の高年齢者の雇用については、「雇用している」が67.2%、「雇用していない」が32.8%となっている。

業種別では、「雇用している」は製造業で81.8%、非製造業で61.7%と製造業が20.1ポイント上回っている。

規模別では、規模が大きいほど、60歳以上の高年齢者を雇用する傾向がみられる。

図表32 <高年齢者の雇用の有無>

（上段：事業所、下段：％）

	事業所数	雇用している	雇用していない
全 国	19,063 100.0	14,331 75.2	4,732 24.8
宮 崎 県 計	516 100.0	347 67.2	169 32.8
1～9人	247 100.0	116 47.0	131 53.0
10～29人	178 100.0	142 79.8	36 20.2
30～99人	74 100.0	72 97.3	2 2.7
100～300人	17 100.0	17 100.0	－ －
製 造 業 計	143 100.0	117 81.8	26 18.2
非 製 造 業 計	373 100.0	230 61.7	143 38.3

### （2）高年齢者の雇用形態

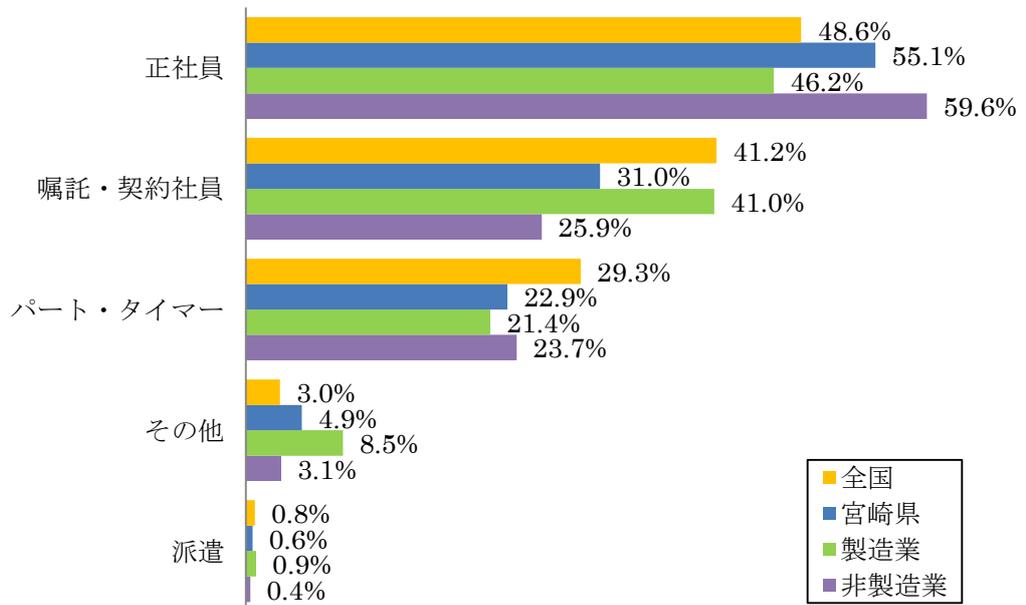
高年齢者の雇用形態としては、「正社員」が55.1%と最も多く、次いで「嘱託・契約社員」が31.0%、「パートタイマー」が22.9%となっている。

業種別では、非製造業の正社員が59.6%で製造業の正社員46.2%を13.4ポイント上回っている。

規模別では、規模が小さいほど、「正社員」として60歳以上の高齢者の雇用する傾向がみられる。

図表 3 3

<高年齢者の雇用形態（業種別）>

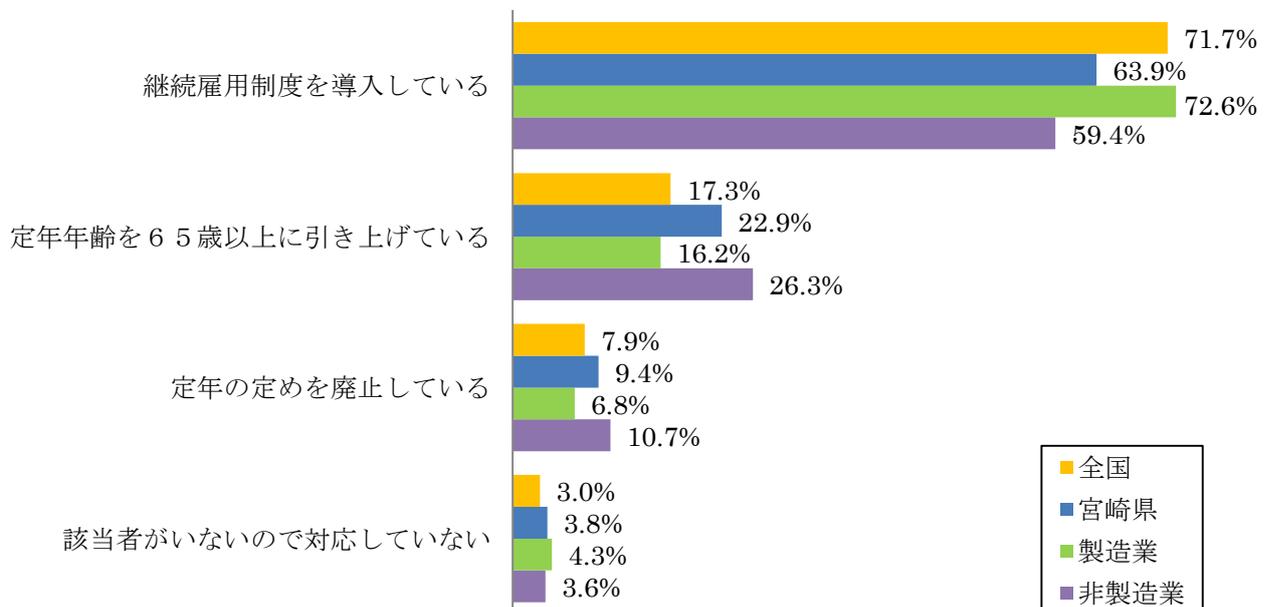


高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、高年齢者雇用措置（定年を65歳までに引き上げる、継続雇用制度の導入といった対応）の義務付けへの対応については、「継続雇用制度を導入している」が63.9%と最も多く、次いで「定年年齢を65歳以上に引き上げている」が22.9%、続いて、「定年の定めを廃止している」が9.4%となっている。

業種別、規模別についても、ほぼ同じ傾向である。

図表 3 4

<高年齢者雇用措置の状況（業種別）>



## 10 障がい者雇用に関する事項（※今年度新設した事項）

### （1）障がい者雇用の有無

障がい者の雇用の有無については、「雇用している」が15.3%、「雇用していない」が84.7%となっている。全国と比較すると、「雇用している」と回答したのは19.3%で4.0ポイント下回っている。

業種別については、「雇用している」と回答したのは製造業が17.5%、非製造業が14.5%で製造業が3.0ポイント上回っている。

規模別では、規模が大きくなるほど、雇用率が高くなる傾向がある。

図表35

### ＜障がい者雇用の有無＞

（上段：事業所、下段：％）

	事業所数	雇用している	雇用していない
全 国	19,028 100.0	3,678 19.3	15,350 80.7
宮 崎 県 計	515 100.0	79 15.3	436 84.7
1～9人	247 100.0	12 4.9	235 95.1
10～29人	177 100.0	18 10.2	159 89.8
30～99人	74 100.0	32 43.2	42 56.8
100～300人	17 100.0	17 100.0	－ －
製 造 業 計	143 100.0	25 17.5	118 82.5
非 製 造 業 計	372 100.0	54 14.5	318 85.5

障がい者の雇用人数については、「身体障がい者」が68事業所97人、次いで「知的障がい者」が11事業者14人、「精神障がい者」が3事業所4人、「その他」1事業所1人の合計116人雇用している。

業種別では、製造業が37人、非製造業が79人を雇用している。

規模別では、「1～9人」12人、「10～29人」19人、「30～99人」51人、「100～300人」34人となっている。

## (2) 障がい者に対する雇用管理上の配慮

雇用している障がい者に対する雇用管理支援については、「担当業務・内容の配慮」が53.8%と最も多く、次いで「特に配慮は必要ない」が23.1%、「短時間勤務など勤務時間の配慮」が21.8%となっている。

業種別も、製造業60.0%、非製造業50.9%と「担当業務・内容の配慮」が最も多くなっている。

規模別でも、同様である。

図表36

### <障がい者に対する配慮>

(上段：事業所、下段：%)

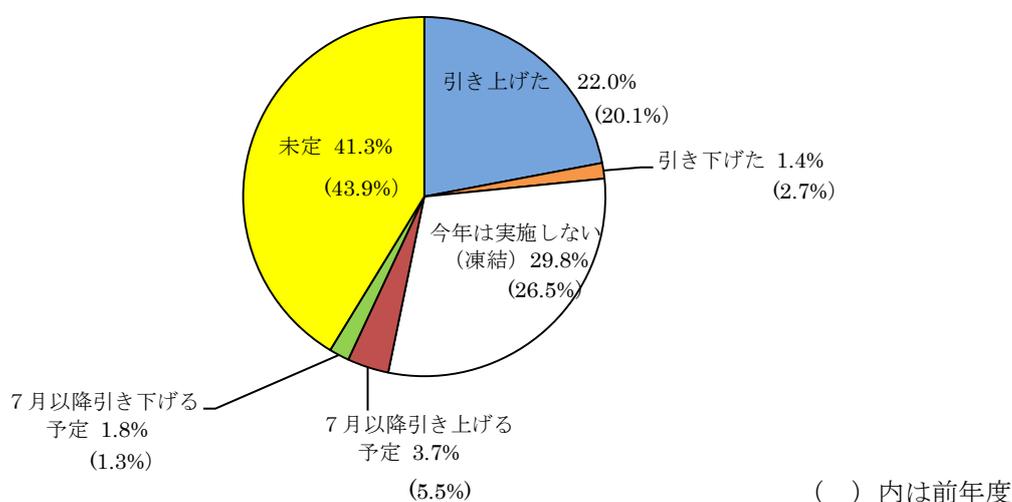
	事業所数	短時間勤務など勤務時間の配慮	担当業務・内容の配慮	作業環境、施設・設備・機器の改善	通院・服薬管理など医療上の配慮	業務・管理健康等を支援する者の配慮	通勤手段の確保・通勤時間の配慮	特に配慮は必要ない	その他
全 国	3,591 100.0	674 18.8	2,067 57.6	460 12.8	571 15.9	246 6.9	194 5.4	922 25.7	50 1.4
宮 崎 県 計	78 100.0	17 21.8	42 53.8	11 14.1	12 15.4	2 2.6	1 1.3	18 23.1	- -
1～ 9人	12 100.0	4 33.3	8 66.7	1 8.3	3 25.0	- -	- -	3 25.0	- -
10～ 29人	17 100.0	3 17.6	5 29.4	3 17.6	4 23.5	1 5.9	- -	7 14.0	- -
30～ 99人	32 100.0	6 18.8	19 59.4	5 15.6	3 9.4	- -	1 3.1	5 15.6	- -
100～300人	17 100.0	4 23.5	10 58.8	2 11.8	2 11.8	1 5.9	- -	6 35.3	- -
製 造 業 計	25 100.0	1 4.0	15 60.0	4 16.0	2 8.0	- -	- -	7 28.0	- -
非製造業計	53 100.0	16 30.2	27 50.9	7 13.2	10 18.9	2 3.8	1 1.9	11 20.8	- -

## 1.1 賃金改定に関する事項

### (1) 賃金改定の実施状況

平成24年1月1日から7月1日までの間に実施した定期昇給、ベースアップの賃金改定の状況は、「引き上げた」が22.0%（昨年20.1%）、「今年は実施しない（凍結）」が29.8%（前年26.5%）、「未定」が41.3%（昨年43.9%）となっている。

図表37 <賃金改定実施状況>（平成24年4月～6月末）



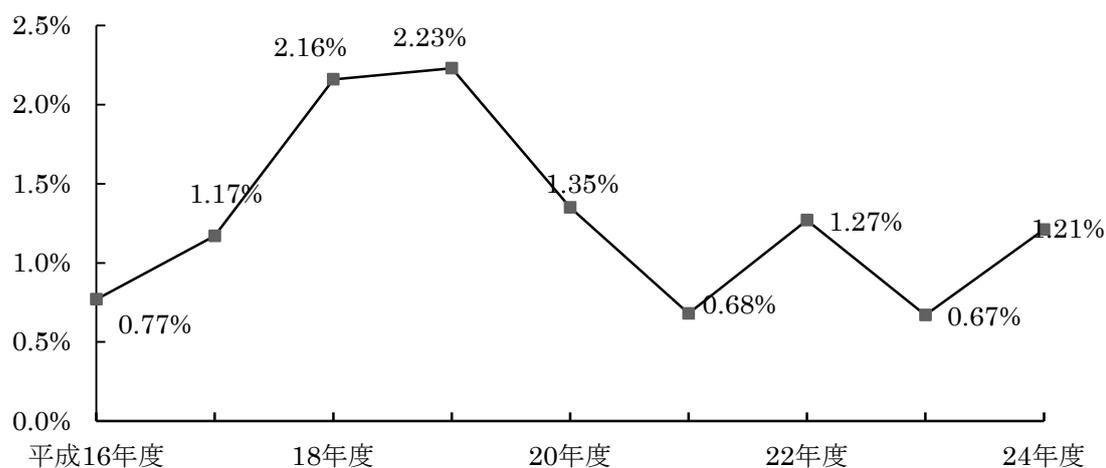
### (2) 平均昇給額・昇給率

回答のあった162事業所の平均昇給額は、賃上げ額では単純平均で2,719円（昨年1,490円）、昇給率1.21%（昨年0.67%）となっている。

業種別では「製造業」が2,248円の昇給率1.08%（昨年2,512円の1.17%）、「非製造業」が2,935円の昇給率1.27%（昨年988円の0.44%）となっている。

図表 3 8

＜年度別の平均昇給額・昇給率＞



	平均昇給額 (円)	平均昇給率 (%)
全 国	2,128	0.87
平成16年度	1,722	0.77
平成17年度	3,074	1.17
平成18年度	4,826	2.16
平成19年度	4,977	2.23
平成20年度	2,983	1.35
平成21年度	1,545	0.68
平成22年度	2,752	1.27
平成23年度	1,490	0.67
平成24年度	2,719	1.21
1～9人	1,700	0.74
10～29人	1,992	0.91
30～99人	5,648	2.61
100～300人	4,004	1.73
製造業	2,248	1.08
非製造業	2,935	1.27